

令和3年度

公用車売却に係る入札説明書

(一般競争入札)

件名 公用車売却 (モーターグレーダー)

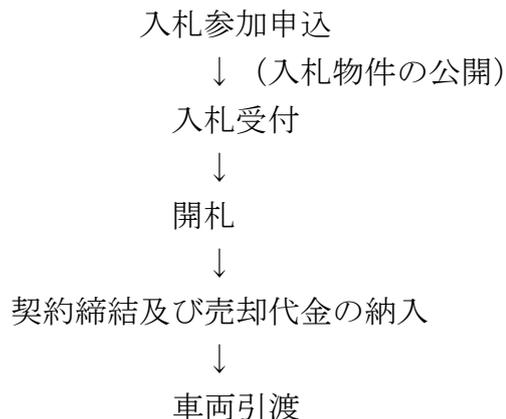
- ・ 入札から車両引渡しまでの流れについて
- ・ 入札要領
- ・ 仕様書
- ・ 様式第1号～第6号

富良野市 建設水道部 都市施設課

○入札参加申込から契約及び車両引渡までの流れについて

富良野市では使用を中止した公用車を一般競争入札により売却します。一般競争入札とは、入札参加者が最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。（最低売却価格は富良野市があらかじめ設定し公表しています。）

入札においては、本書を熟読の上参加してください。



○スケジュール

- ・入札参加申込 令和3年6月15日（火）から令和3年7月6日（火）まで
- ・物件の公開 令和3年6月15日（火）から令和3年7月6日（火）まで
- ・入札日 令和3年7月7日（水）
- ・契約及び納入 令和3年7月7日（木）から令和3年7月20日（水）
- ・車両引渡 売却代金入金後から7日以内

○入札物件

車名	年式	走行距離 稼働時間	車検満了日	最低売却価格 (税抜き)
三菱 4GB	初年度登録 平成11年10月	99,440 km 15,090 時間	令和3年11月24日	2,000,000 円
自賠責保険は令和3年11月26日まで 定員2名 エアコン付				

令和3年度 公用車売却入札要領書

◆注意事項◆

- ・売買代金は、入札書に記載した金額に入札日現在の消費税（地方消費税含む）金額となります。
- ・上記金額の外、名義変更手続き及び運搬、車検等、すべての経費は落札者負担になります。

【入札に参加する者に必要な資格】

入札の参加者となる事が出来るのは、入札当日以降に20歳以上の個人または法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

1. 成年被後見人
2. 未成年、被補佐人、被補助人
3. 破産者で復権を得ない者
4. 一般競争入札参加申込及び各指定提出書類を期日までに提出していない者
5. 市が指定する方法及び期日までに売買代金の支払いが可能でない者
6. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
7. 次にあげる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
 - ・本市との契約の履行に当たり、故意に事故若しくは製造を粗雑にし、又は物件の穂品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その不正な執行を妨げた者又は不正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・本市の行う競争入札の落札者が本市と契約を締結すること、又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ・正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者
8. 本市の職員
9. 所在市町村税を滞納している者
10. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不正行為防止法等に関する法律」という）第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しようとする者
11. 前2号に掲げる者から委託を受けた者

【契約における主な特約】

公序良俗に反する使用の禁止について以下の特約を付するものとする。

- ア 売払物件を不当行為防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
- イ 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、買主は前号の使用の禁止を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して前号の定めを反する使用をさせてはならない。
- ウ 売払物件について第三者に対して権利を設定する場合には、当該第三者に対して第1号の定めを反する使用をさせてはならない。
2. 前項について、本市が必要と認めるときは、実地調査等を行うものとし、買主及びその後の譲受人等は協力する義務を負うこと。
3. 第1項に違反したときは売買代金の100分の30の額を違約金として富良野市に支払わなければならない。(1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てる)
4. 売払物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。

【入札参加申込】

入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込書(様式第1号)と関係書類を提出してください。その後、受付証を発行しますので入札時にご持参して下さい。

期間内に手続きが終わらない、または不備がある場合は入札に参加することはできません。また、参加申し込みを行っても入札への参加・不参加は自由です。

入札への参加・不参加に関らず、提出書類の返還はいたしません。

期 間 令和3年6月15日(火)から令和3年7月6日(火)まで
・午前8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

提 出 物 **—法人の方—**

・入札参加申込書(様式第1号) ・身分証明書の写し
・履歴事項全部証明書 ・納税証明書 ・誓約書

—個人の方—

・入札参加申込書(様式第1号) ・身分証明書の写し
・納税証明書 ・誓約書

※納税証明書においては発行後3カ月以内のもので、令和元年、2年において所属市町村税の未納のない証明

履行事項全部証明書は発行後3カ月以内のもの

受 付 場 所 富良野市役所本庁舎 1階 都市施設課

【入札物品の公開】

入札物品の公開は以下のとおりです。

電話での問い合わせは即答できない場合があります。

期 間 令和3年6月15日（火）から令和3年7月6日（火）まで
土日祝日を除く、午前8時30分から17時15分

場 所 富良野市車両センター車庫前（富良野市花園）

※ 担当職員の他用務など不在の場合は対応できない場合がありますので、事前連絡にご協力ください。

【入札】

入札は以下の日時及び場所で執り行います。

欠格事項がある場合や時間に遅れた場合は入札できませんのでご注意ください。

日 時 令和3年7月7日（水）
午前9時00分

場 所 富良野市役所本庁舎 1階 大会議室

【入札方法】

- ・入札は所定の入札書（様式第4号）により行ってください。
- ・入札者が代理人により入札するときは、入札代理人は委任状（様式第5号）を提出してください。
- ・入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書類・引換又は撤回をすることができません。
- ・入札書には日付、入札金額、入札者の住所及び氏名（法人にあっては事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定の事項を記入のうえ、本人の印（シャチハタ不可）を押さなければなりません。（法人にあっては代表者印（社印ではありません）
- ・入札金額は、税抜き金額を記入してください。（実際の契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税額を加算した額になります）
- ・金額の記入は、アラビア文字を用い、入札金額の頭部に¥記号を記入すること。
- ・入札書の記入は必ず黒色のボールペン又はインクを使用してください。
（消せるボールペンは不可です。また、書き損じた場合は新しい用紙に記入して下さい）
- ・予定価格（最低売買価格）を入札前に公表するため、入札回数は1階とします。

【入札保証金】

ありません

【契約保証金】

ありません

【入札の無効】

以下のいずれかに該当する入札は無効とする。

落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- ・ 郵便・ファックス・電子メール等による入札
- ・ 入札参加の資格がない者が行った入札
- ・ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ・ 委任状を提出しないで代理人が行った入札
- ・ 代理人が複数の代理を行った入札
- ・ 金額の訂正を行った入札書
- ・ 記載事項の訂正し、訂正印のない入札書
- ・ 押印のない入札書
- ・ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ・ 同一事項に致し複数の入札を行ったもの

【開札】

- ・ 開札は、入札終了後に入札参加者立会で行います。
- ・ 開札の結果は、入札終了後に直ちに発表します。
- ・ 入札参加者は結果発表まで提出及び携帯電話等の使用は出来ません。

【落札者の決定】

- ・ 落札者は、最低売却価格以上で最も高い金額で有効な入札を行った者とします。
- ・ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きで決定する。この場合において入札者はくじ引きを辞退することができないものとする。

【入札の変更等】

入札者が不正、又は、不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札者を入札に参加させず、又は、入札の執行を延期、若しくは中止することができる。

【契約の締結】

落札者は、落札決定の日から5日以内（土日祝日を除く）に契約を締結しなければなりません。

- ・契約金額は落札した金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（以下売買代金という）になります。
- ・売買代金は契約を締結した日から5日以内に、富良野市から発行した納付書により全額納付してください。
- ・落札者は、いかなる理由でも、落札の無効及び売買代金の減免を請求することができない。
- ・落札者が契約を締結しないときは、当該入札に参加し有効な入札を行った次順位者と随意契約をすることができる。その場合、当該契約の締結は、次順位者が記載した金額ではなく、落札者が記載した金額にて行うものとし、かつ、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更しないものとする。

【契約の解除】

以下に該当する場合は、当該契約を解除することができます。

- ・契約期間内に契約を履行せず、又は、履行の見込みがないと明らかに認められたとき。
- ・契約の履行について、不正な行為があったとき。
- ・契約者が契約に違反したとき。
- ・売買代金を指定する期日まで納付しないとき。

【物品の引渡し】

物品の所有権は契約代金を完納した時点で移転とします。

- ・物品の引渡しは所有権が移転した日から7日以内に引き取ってください。
- ・所有権の移転後、速やかに名義変更、または、抹消登録を完了し、その証として、所管陸運支局等から交付される登録識別情報等通知書の写しを提出してください。
- ・物品の輸送や名義変更手続きなどは全て契約者の負担です。
- ・物品の引渡しは、引渡し時の現状渡しとなります。公開後から破損や不調についての補償は一切ありません。
- ・物品の引き渡し時に受領書（様式第6号）を提出してください。
- ・物品引き渡し後は、名義変更、廃車問わず、外観から富良野市の物品であったことが確認できるデザイン・文字等を判読できないよう抹消し、その抹消が確認できる写真を提出してください。

【その他】

この公告に定めのない事項については、富良野市財務規則によるものとする。

この件についての問い合わせ先
富良野市役所 都市施設課
電話 0167-39-2313

別紙 1

仕様書

売 却 物 件	モーターグレーダー 3.7m級
名 前 (通 称 名)	三菱 MG430 (E)
数 量	1 台
最 低 売 却 価 格	2,000,000円 (税抜き)
自 動 車 登 録 番 号	旭川 000 る 76
初 年 度 登 録	平成11年10月
自 動 車 検 査 書 有 効 期 限	令和 3年11月24日
自 賠 責 期 限	令和 3年11月28日
定 員	2 名
走 行 距 離	99,440 km
稼 働 時 間	15,090 h
エ ア コ ン	装置付き
附 属 品	運転記録計 黄色灯火 (散光式)







